

**営業時間短縮要請協力金（飲食店・第7弾）に係る申請受付を
3月28日（月）から開始します**

「まん延防止等重点措置」の適用延長に伴い、令和4年3月7日から3月21日までの間、県からの営業時間短縮要請等に協力いただいた飲食店等の皆様に対する協力金の申請受付を3月28日（月）から開始します。

1 申請受付期間

令和4年3月28日（月）～5月20日（金）

2 申請方法等

(1) オンライン（3月28日（月）午後1時受付開始）

- ・ポータルサイト (https://www.pref.gunma.jp/07/ct01_00046.html) から申し込み

（県HP）



(2) 郵送（5月20日（金）消印有効）

- ・簡易書留など郵送物の追跡ができる方法で、以下申請先へ郵送（申請先）

〒371-0847

前橋市大友町3-24-1 ホテル123前橋マーキュリー
「群馬県感染症対策営業時間短縮要請協力金 事務局」あて

(3) 申請書配布期間・配布場所

- ・配布期間：令和4年3月25日（金）～5月20日（金）
- ・配布場所：行政県税事務所、市役所・町村役場、商工会議所・商工会

3 相談窓口（電話対応のみ）

名称：群馬県感染症対策営業時間短縮要請協力金コールセンター

受付時間：午前9時から午後5時まで（平日・土日祝日）

電話：0120-922-417